

県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

※項目は、県の部局順に並べてあります。(NO.は受付順に番号を付したのもの。)

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方針、対応等
13	不動産取得税の徴収猶予申告者ととりまとめ	不動産取得税の徴収猶予の申告は、農業委員会が、県税の作成した各申告者宛文書を送付し、農業委員会が全部取りまとめ、提出している。 税のことであり、農業委員会で細部までは、把握しておらず、申告者が農業委員会に来て、農業委員会では明確に回答できない。	相続税に関し同種の制度がある税務署では、すでに何年も前から、直接税務署で申告対象者に文書を送付し、申告を受け付けている。個人情報保護の面からも、農業委員会で取扱うべき事務ではない。この事務は、完全に県税事務所で行うべき業務と考える。	税務課	農地等の一括贈与を受けた場合の不動産取得税の徴収猶予の申請等については、申請者等と県税事務所との間において直接行なわれるべきですので、県税事務所に対し取扱いを改めるよう指導いたします。 なお、申請者等から質問等がありました際は、管轄の県税事務所課税第二課に直接問い合わせをされるようご案内ください。
8	常磐線複々線化促進期成同盟会のあり方	①常磐線の他に水戸線や水郡線にも同様団体があるが、総会や幹事会は合同で開催される他、JR本社や同水戸支社への要望行動なども全て合同で行われており、単体で組織があることが非効率である。 ②設立時は社会情勢が大きく変化し、“複々線化”は現実的には不可能。 ③負担金の算定方法については、設立当初より見直しがされてないうえ、明文化されたものがなく、平成15年度に一律15%の減額はしたもの、実情に合っていない。 ④繰越金も、3団体合わせると相当な額になる。 ⑤会長である知事が総会や要望時に出席しない。	目的と活動内容が類似している組織については、事務事業の効率化を図るため、組織の統合と名称の変更をし、会員市町村の負担軽減に努めるよう強く要望する。 ②、③、④は負担金算定基礎を見直し、明文化すること。 ⑤は知事の積極的な参加。	企画課	常磐線、水戸線に関する組織の統合と名称変更につきましては、それぞれ沿線地域の状況が異なっており、市町村の要望内容も多岐に渡っておりますことから、会員市町村の意向を確認しながら今後の対応を検討してまいりたいと考えております。 水郡線につきましては水郡線利用促進会議を組織し、常磐線、水戸線との合同での要望活動に加え、各種の利用促進事業を実施しており、先の2団体とは活動内容が異なるため、統合は難しいものと考えております。 負担金につきましては、市町村合併が一段落した後、会員市町村と協議してまいりたいと考えております。 知事の参加につきましては、平成17年度は、常磐線東京駅乗り入れ等について、関係市長と共にJR東日本に対する要望活動を実施したところであり、今後とも積極的に取り組んでまいります。
10	りんりんウォーク開催方法等の改善	開催運営は、沿線市町村で構成する利活用促進会議を母体に、県の関係各課とウォーキング協会などを入れて実行委員会を組織。 沿線市町村には、昨年度から開催負担金が求められ、参加費よりもコストが高い大会記念バッジ(例年500個)を作成、配布している。 しかし、参加見込みと実参加者数にはかなり開きがあり、毎年半数以上が余り、バッジには開催年度が入っているため次年度は使用できないという。 また、今年度はTX開業記念として開催したが、資金不足分は沿線市町村からの開催負担金で賄った。	沿線市町村の参加状況なども踏まえて、費用対効果を検証し、経費削減による開催方法の工夫を。 簡単に新たな負担を求めるのではなく、関連イベントとして開催するなど、県庁内での連絡・調整を十分にお願したい。 また、利活用促進会議においては、イベントありきの考え方から脱却し、サイクリングなどがしやすい環境整備を進めるうえで、県と沿線自治体の協力体制の検討などをしていくのも良いのではないかと。	地域計画課	りんりんウォークの開催にあたっては、事業計画及び収支計画等を実行委員会と協議し、承認を得て実行してきたところであります。 今年度はつくばエクスプレスが開業したことから、より広範囲からの交流を図るため、事業の充実を協議する一方、経費の負担軽減を図るため、つくばエクスプレス関連イベント助成制度の活用を検討したところですが、助成要件を満たしていないため、残念ながら助成は受けることができなかったものです。 なお、ウォーキング大会は、天候、コース、実施時期、大会の知名度などで参加人数が変動することになり、今回は天候に恵まれなかったなどにより、ご指摘のとおり参加定員と参加人数の間に乖離が生じていることから、実行委員会においても大会の計画、運営のあり方、経費の削減など今後の課題として認識し、協議しているところですが、 県としては、つくばりんりんロード及び沿線の歴史や自然は、地域の貴重な資源と受け止めており、広域的な交流拡大を図るうえで、その活用も有効であることから、今後、ウォーキングの特性や実績等を踏まえ、断続的事业展開のあり方などや、ご指摘のありました新たな利活用方策について、沿線市町村などと協議してまいりたいと考えております。
11	土浦・つくば・牛久業務核都市整備促進協議会の負担金見直し	昨今、首都圏業務核都市市長会議(1都4県の21市で構成)でも話題になっているが、業務核都市という考え方そのものが曲がり角に来ており、バブル崩壊後の厳しい社会情勢から首都圏回帰現象も起こり、周辺都市への業務機能集積には限界がある。 その様な中で、3市が共通の課題として取り組める研究テーマを決めるのにも苦労している状況。 しかし、毎年協議会へは各市から10万円ずつの負担金が拠出されてお	協議会への負担金見直し。3市で取り組むべき事業が発生した時点で、予算措置すればいいのではないかと。	地域計画課	当該業務核都市の基本構想に掲げる中核的施設については、未だ整備の途上にあるのが現状です。 このような中、昨年8月のつくばエクスプレス開業等、業務核都市を取り巻く状況の変化を踏まえ、当該協議会において、引き続き3市で業務核都市の育成・整備について検討していく必要があると思われるので、今後、負担金のあり方についても協議のうえ、見直しを行ってまいりたいと考えております。

		り、繰越金が膨らんでいる。			
12	百里飛行場民間共用化推進協議会の活動見直し	当協議会のメイン事業である広報事業については、高額な展示用模型飛行機の作成・配布から始まり、あまりにも立派な額入りポスターやリーフレット類を大量に作成している。 しかし、広報事業を企画立案する際に、年度当初の幹事会では示されず、会員市町村への協議の場がなく進められている。	広報事業などは、いつ・何が・どれだけ必要なのか、幹事会等で具体的な検討・協議をしたい。 また、県民に一番関心があるのは、「いつ開港するのか、就航する路線はどうか、何便離発着するのか」であり、肝心の開港予定日が決まってから、進めるべき事業もあるのではないかと思われる。協議会全体の活動を見直し、負担金の削減に努めてほしい。	空港対策室	当協議会では、平成21年度の開港を目指し、事業の推進及び開港後の利用に向けての気運を高めるために広報活動を展開しております。 各年度の事業内容及び予算につきましては、幹事会（市町村担当課長）に諮った上で、市町村長等が出席する総会において決定しているところです。 今後は、広報活動の内容につきまして幹事会での意見を参考にしながら、これまで以上に充実させていきたいと考えております。 また、負担金の取り扱い等、協議会の運営に関しましては、幹事会にて検討したいと考えております。
9 16	つくばエクスプレス等整備利用促進協議会の活動の見直し	つくばエクスプレスの利用促進と、県南西地域の鉄道整備上の課題の解決を図ることを目的に設立されている団体で、エクスプレス沿線市町村のほか、常磐線沿線の市町村も加盟しているが、エクスプレスの利用促進に関連することが主な事業であり、規約では「東京圏における常磐線の輸送力強化に関すること。」も明記されているが、平成17年度総会資料では、平成16年度実績、平成17年度事業計画に常磐線の輸送力強化について何もふれていない。また、常磐線沿線市町村にとっては、エクスプレスの利用促進が逆に常磐線の利用を阻害してしまうという矛盾をはらんでいる。	①2団体の統合によるスケールメリットを活かした協議会の運営で、負担金の削減。 ②会員市町村全体が納得できる事業の展開。（TXが開業したので、他の事業にも目を向けて欲しい。） ③県内の鉄道に関する団体の整理・統合。 ④TX関連事業への協力的体制の整備 ⑤エクスプレス沿線以外の常磐線沿線自治体については、今後の加盟の有無について意向確認。	新線・つくば調整課	各会員の負担金額の取り扱いにつきましては、新協議会の幹事会において、旧団体の負担金の合算額とすることで協議調整のうえ、総会に諮り決定しております。 また、協議会の統合後において、合併した市町村の負担金については、旧市町村の負担金を単に合算するのではなく、合併後の市町村の規模等を勘案し、例えば、従前から市であった自治体が合併した場合は従前の金額とし、従前は町村であった自治体が合併して市となった場合は市レベルの金額を負担いただくこととしておりますので、ご理解をお願いいたします。 本協議会事業につきましては、喫緊の課題であるTXのH17開業に関する事業を重点的に実施してまいりましたが、今後は会員の意向を踏まえ、規約第3条に記載された常磐線の輸送力強化や常総線とTXとの輸送の一本化の確保等への事業展開も図っていきたくと考えております。 また、類似の鉄道団体との事業内容の整理・統合につきましては、本協議会が宅鉄法第7条に基づく協議会の性格をもつ団体である点を考慮しながら、今後検討すべき課題であると考えております。
21	国民健康保険の指導監督の簡素化について		指導監督に関して、事前調書の提出があるが、内容を簡素化してほしい。	厚生指導課	国民健康保険事業の指導助言は、国の法定受託事務で、国からの通知に基づき実施しており、指導に伴う事前調書についても、国から示された様式であるので、県が内容の簡素化を行うことはできないものです。
19	緊急の調査・報告資料の提出方法の改善	FAX等で調査・報告依頼が急に入り、提出期限などがあり、対応に繁忙をきたしている。	予め必要な調査期間を確保してほしい。	保健予防課	県が実施主体となる調査については、調査期間を十分確保してから依頼いたします。
32	乳児健診の様式変更と対象月齢の拡大	①乳児健康診査受診票の様式は、乳児の発育・発達及び疾病の有無の確認は可能であるが、保育者（母親）の育児不安などの項目はなく、保育状況について医療機関で観察・指導を行っているかの否かの確認ができない。 ②「こども・子育て応援プラン」において、「乳児健診未受診児など生後4か月までに全乳児の状況把握」を目標に挙げているが、現在の対象月齢では受診確認の時期が遅れてしまう。 ③①②について県より、各市町村が様式や対象者を安易に変更することは、医療機関での事務に混乱をきたすため好ましくないとされている。	①乳児健康診査受診票の様式に、保育に関する指導及び問題点が書き込める項目を設ける。 ②対象月齢を生後1か月からに拡大する。	子ども家庭課	「乳児委託健康診査」は市町村事業であることから、その実施方法については市町村が適切に判断し決定すべきもので、県が規制するものではないと考えております。 なお、この事業は市町村と医療機関との委託契約に基づいて実施されていることから、改善案として示された「①「受診票」様式に保育に関する記載項目を追加する。②対象月齢を生後1ヶ月に拡大する。」ことについては、契約変更を必要とするのが想定されますので、委託している医療機関と十分調整した上で、契約内容の変更手続きを行って下さい。 また、複数の市町村と契約している医療機関側になると、市町村ごとに委託内容（健診項目や対象年齢）が異なるような状況は、健診を実施する上で混乱が生じる恐れがあるため、こうした混乱を防止するためには、市町村会等を通じて各市町村及び医療機関との意見調整を併せて行う必要があるのではないかと考えております。
17	放課後児童健全育成事業に	調査物等の様式が基本的に紙媒体で来るため、	様式等はできる限り電子媒体でやりとりで	子ども家庭課	放課後児童健全育成事業に係る調査等に使用している様式は、特に複雑な書式は少ないことから、通常、紙媒

	おける調査及び補助金申請方法の見直し	電子媒体での処理に比べて記入や提出等の事務処理に時間が掛かる。	きるようにしていただきたい。		体でFAX等により送受信する事務処理をしています (データの送付を希望する市町村については、通常メールにより担当あてデータを送信) また、補助金交付申請書等一部複雑な書式については、集計等の事務処理を行ううえでも電子データでの提出を依頼した方が効率的に処理できる場合がありますが、市町村によっては紙媒体(手書き)での事務処理を希望するところから、現在のところ電子媒体での事務処理を統一的に依頼する取扱いとはしていません。なお、電子媒体での提出を希望する市町村については、事務連絡等軽易なものは担当あてメールにより、公文による提出が必要なものは所定の方法により提出して差し支えありません。
23	滞在型施設入所者の認定方法の見直し	現在、特別養護老人ホームを除く滞在型施設入所者の認定は、所在する保険者が被保険者として認定することとなっている。 介護保険事業の運営は、介護保険事業計画に基づき施設整備がなされ、財源の保険料も定められている。ところが本来地域の必要に応えるべき施設に外部の利用者が多く見られ、保険財政を窮迫させている状況にある。	住所の認定は、生活の本拠地であるべきことから実態に沿うべきものと思われる。しかし、施設の設置は、各地域、各保険者の必要から整備され、その必要を賄う保険料が設定されている。 今後、施設整備の偏りが区域を越えて必要に応えるあるいは保険料の公平の実現に向け、県として住所地特例制度の拡充が必要と思われる。	高齢福祉課	介護保険法の改正により、平成18年度からは、養護老人ホーム及び有料老人ホーム(定員29人以下の介護専用型有料老人ホームを除く。)については、住所地特例の対象とされるとともに、定員29人以下の介護専用型有料老人ホーム及び認知症高齢者グループホームについては、地域密着型サービスに位置付けられ、市町村が介護保険事業計画を踏まえ指定できることとなります。
30	グループホームの指定・監督に係る事務への助言、情報提供等	平成18年4月より、「グループホーム」の指定手続きの変更、また法改正により「地域密着型介護サービス事業所」に係る指定及び監督の事務が、市町村で行うことになっている。 「グループホーム」の指定及び監督の事務については、今まで県でおこなっていた経緯があり、当該施設については、各市町村の計画数を超えて整備されている現状で市町村の介護保険財政への影響等問題が生じている。こうした状況下において、各市町村では事務実施にあたり困惑がある。	県は指定・監督の事務実施にあたり、要項の制定、指定にあたる判断材料等の提示、これらを含めた説明会等の開催等、市町村への助言、情報提供等に一層努めてほしい。	高齢福祉課	市町村が地域密着型サービス事業者の指定及び指導監督等の事務を円滑、適正に実施できるよう、事務処理マニュアル等を作成し、説明会等を開催するとともに、迅速に情報提供を行うなど助言支援に努めてまいります。
5	特定建築物に係る簡易・小簡易専用水道の布設届等の県への提出について	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例第3条により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用される施設については、適用除外であると思われるが、簡易・小簡易専用水道の布設届等をしている。	建築物における環境の確保に関する法律の適用される施設については、保健所が指導されていると思われるので、布設届等の県への提出は省略させていただきたい。	生活衛生課	茨城県安全な飲料水の確保に関する条例第3条の規定により、建築物における衛生的環境の確保に関する法律の適用を受ける特定建築物に布設される簡易・小簡易専用水道に対しては、当条例の規定を適用しないとされています。 また、当該特定建築物については、各保健所において、当法に基づく届出により把握し、衛生管理等の指導を行っております。 従いまして、簡易・小簡易専用水道の布設届等の県(保健所)への提出を省略することについては支障ありません。
6	安全な飲料水の確保に関する条例の見直し	小規模水道から供給を受ける水を水源とする水道も、小簡易専用水道に含まれているが、当方ではそのような施設を把握することが困難である。	小簡易専用水道の定義を、「水道事業の用に供する水道からの供給を受ける水のみを水源とするもの。」だけにしよう、茨城県安全な飲料水の確保に関する条例第2条(3)号を改正して、小規模水道から供給を受けるものは委任事務から削除してほしい。	生活衛生課	現行の小簡易専用水道の定義における「水道事業の用に供する水道から供給される水のみを水源とするもの」及び「小規模水道から供給される水のみを水源とするもの」は、共に「安全が確保された水を水源とする貯水槽水道」でありますことから、両者を別の水道として定義することは適当でないと考えております。 また、小簡易専用水道に関する事務の権限については、行政事務の効率化及び住民サービスの向上を目的として、そのすべてを「水道事業を経営する市町村長」に移譲(給水停止命令については一部の市町村に限る。)しております。 従いまして、小簡易専用水道のうち、「水道事業の用に供する水道から供給される水のみを水源とするもの」に関する事務を市町村で行い、「小規模水道から供給される水のみを水源とするもの」に関する事務を県で行うことは、非効率的であり、小簡易専用水道の設置者に混乱を与え、住民サービスの低下となることも考えられるため、「小規模水道から供給される水のみを水源とする小簡易専用水道」に関する事務のみを市町村への権限移譲事務から削除することは、適当でないと考えております。 「小規模水道から供給される水のみを水源とする小簡易専用水道」につきましては、保健所における小規模水道の布設工事確認申請に係る審査等において、当該小規模水道の設置者等に対し、条例の規定に基づき当該小簡易専用水道の届出を所管する市町村へ必ず行うよう指導

					等を行っています。 また、「小規模水道から供給される水のみを水源とする小簡易専用水道」は、グループ企業の工場間の給水など特殊な給水形態であり、施設数も極めて少ない状況にあることから、現行の条例等で十分対応できるものと考えます。
25	各種観光振興団体のあり方見直し	観光産業の振興と地域活性化等を目的に重要な役割があると認識しているものの、同様の事業や調整の足りない事業、補助金の重複や負担金の再負担などがあり、複雑で連携が困難である。	各組織の事業調整を円滑にするため、体系的な組織再編が必要と考える。	観光物産課	(社)茨城県観光物産協会は県産品の知名度向上・販路拡大と観光の振興を一体的に進めるため、平成17年6月、(社)茨城県観光協会と茨城県物産協会が合併し、(社)茨城県観光物産協会となりました。漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会等との役割分担については、平成18年度を始期とする「県観光振興基本計画」に位置付けるとともに、観光振興や物産の販路拡大を図るうえでの協力体制の確立を図ってまいります。 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会は、平成8年に「本県の優れた観光資源を広く全国に紹介、宣伝し、観光客の誘致拡大を図る」ことを目的に設立しました。 負担金については、今年度、市町村合併等の進捗状況を踏まえ、負担の公平性等の観点から見直しを図ったところであり、平成18年度から新制度に移行することとしております。 (以上、県関係団体のみ回答)
15	働く婦人の家運営方法等報告書の簡素化	施設利用者区分が詳細なため、個人情報に関わる部分があり利用者に確認するのが難しい面があり簡素化できないか。	利用者区分を男女別・年齢別・勤労者区分などで簡単な区分でお願いしたい。	労働政策課	ご指摘の報告書については、厚生労働省の局長通知により、県が取りまとめて厚生労働省あて報告しているものです。 調査内容、様式については、厚生労働省の規定により行っておりますが、簡素化を図れるますよう国に働きかけてまいります。
3	会計検査調書作成方法の見直し	調書作成要領で鉛筆書きと定められている。作成期間に余裕があるならまだしも、例年、説明会から調書提出期限まで5～7日しかないため、調書完成のためには、時間外や休日勤務で対応せざるを得ない。鉛筆書きの理由は、検収後に修正が生じた場合に直しやすいため、と聞いたことがある。	調書作成を、エクセルデータまたはワードデータとする。職場環境にパソコンが普及している現在、エクセルやワードを伝える職員がほとんどであるため作成に際して支障はないと思われる。また、検収後の修正も容易であるはずである。	監理課	当該調書作成にあたっては、大変短い期間で作成しなければならぬため、調書の検収にあたって、修正等を容易にする(修正等があった場合、各市町村に持ち帰っての修正の時間がない)ため、調書の作成を鉛筆でお願いしているものです。 しかしながら、要望中にもありますように、現在では大半の方が資料等の作成をパソコンで行っていると思われるので、調書の検収時の修正等に容易に対応できる(持ち帰ることなくその場で修正等ができる)のであれば、要望にある方法で作成されてもよいと思います。(実際に、上記後段に記載のような対応をされている市町村もあります。また、希望があれば、調書の様式等も送付しています。)
1	下水道事業に関するアンケート調査の簡素化	下水道事業については、その実態を把握するために、年間を通じて国・県よりアンケート調査が送付される。それらを処理する上で、以下の問題点がある。 ①調査期間が短すぎる ②調査の量が多すぎる ③調査内容に重複点がある ④調査を行っている根拠が分からない ⑤調査期間や量によっては、時間外勤務や休日出勤で対応せざるを得ない場合がある。	事務負担の軽減を図りたい。	下水道課	国の調査については、市町村から報告いただいた資料をまとめる期間を差し引き、県への提出日を設定しております。 国から指定された調査期間が短いことのような問題が起きていると思われるので、ご意見をふまえ、国に対し改善を要望して参ります。 県の調査については、可能な限り長めに設定したいと考えております。ただし、緊急に調査しなければならない事案につきましては、ご理解いただき対応をお願いいたします。 調査の量や内容の重複につきましては、事務の省力化を図るため、国に対し要望すると共に、県の調査については、過去の調査内容を確認し、調査件数の減量に努力いたします。 調査必要性等については、国からの調査の趣旨等を記載して調査依頼しておりますが、不明な点がありましたら、随時問い合わせ願います。また、県の調査依頼につきましては、必要性や趣旨等をできるだけ分かりやすく記載するようにいたします。
2	市町村下水道整備支援事業費補助申請の見直し	①補助金の申請を行う場合、当該年度の工事を図面及び書類上に示すこととなっている。当該補助金制度の補助対象工事は枝線工事となっているため、それらの工事の金額は小額であり、結果として工事数が非常に多くなり、図面及び書類の作成に多くの時間を必要としている。 ②申請の手続きにおいては、まず実施計画書を提出し、内示を経て、交付申請書を提出することとなっている。その添付資料が、実施計画と交付	①枝線工事(面整備)が補助対象となっているので、図面については工事する区域を塗りつぶしにより表現することで対応してほしい。調書類については、工事する区域を面積にて表示することで対応してほしい。 ②実施計画にて、原本証明のある起債計画書も提出する。交付申請時には、(実施計画と内容が変更となる場合以外は、)資料の提出を不要とすることで対応してほしい。	下水道課	実施計画は市町村の要望額を把握するとともに、県予算額の範囲内で各市町村にどれだけ配分するかを判断(＝内示)するために行っております。 一方、交付申請はその内示に基づき正式に補助を行うことを決定するために行うものであり、両者の目的は異なっております。従いまして、実施計画及び交付申請の双方の手続が不可欠であることをご理解願います。 ただし、ご指摘のとおり双方に共通する書類もありますので、可能な範囲で添付書類の簡素化及び図面等における記載内容の簡略化に努めてまいります。

		申請でほぼ同じものであるため、短期間に同じ資料を2度提出することの必要性について疑問を感じる。			
33	国庫補助事業に係る要望調書提出の見直し	要望調書作成依頼のメール発信が、夜間であった。そのため、調書作成が間に合わないことから、提出期限を延期してもらった経緯がある。また、その後、要望調書の追加変更があり、ヒアリングの日時設定にも時間的に無理があった。	国の期間設定の問題もあるが、市町村内の事務手続き（決裁等）を考慮した期間設定をしてほしい。国に対しても、その旨、協議してほしい。	下水道課	今回の調査（翌年度の補助要望）は、国からの依頼内容の確認後に直ちに市町村へお願いしたところですが。提出期限については、国への説明のために必要なデータ整理や資料作成のための最小限の期間を確保させていただきます。ご意見があるように、市町村事務に支障を来さないよう国に対し要望すると共に県といたしましても、調査期間の取り方について改善して参ります。
28	補助金経由事務の見直し	区画整理事業関係補助金の要望～申請～実績等報告事務 について土木事務所を経由している。	事務的に経由印を押すだけで、指導などは受けていないため、意味が薄いと考える。経由印を廃止してほしい。	都市整備課	「都市・地域整備局所管国庫補助金交付申請等要領」に基づき、国庫補助金に関する指導等の事務については、国から指導監督事務費補助金が支給されています。土木事務所の経由をお願いしているのは、当該指導監督を行うのに必要な情報を土木事務所に提供することが必要であるとの判断に基づくものです。なお、土木事務所への情報提供の方法については必ずしも「書類の経由」に限られるわけではありませんので、平成18年度から「経由の廃止」を進めてまいります。
27	社会教育調査に係るヒアリング方法の見直し	調査資料提出の際、ヒアリングとして各市町村を指定した日の同時刻に集め、1市町村づつ話を進めていくことは、ほぼ同時刻に来ているにもかかわらず長時間待たされることになる。	目安としてでも結構であるので市町村ごとに、時間を指定して呼び出すようにしてほしい。	企画広報室	調査のヒアリングについては、円滑に実施するために、調査における注意点やヒアリング時の確認事項を随時市町村の調査担当の方へ連絡し、ヒアリング時間の短縮に努めたところですが、次回調査実施時には、待ち時間が少なくなるよう日時指定方法について検討いたしますので、ヒアリングの円滑な実施についてご協力をお願いいたします。
22	各種調査資料の提出及び児童生徒作品の募集方法の見直し	夏季休業中の児童・生徒作品応募が、県の各部・諸機関よりそれぞれ個々に出されていて、学校に降りてきた段階では多大な数になる。小規模校の場合、児童・生徒の負担が大きい。	安易に児童・生徒に作品を募集することで事業を進めるような発想は、検討し直してほしい旨、義務教育課からも働きかけてほしい。	義務教育課	御要望のありました、夏季休業中における児童生徒の作品募集についてですが、作品募集に関しましては、児童生徒の負担にならないよう取捨選択して応募できるように、また、県教育委員会に共催・後援の依頼のあります作品の募集等に関しましても、学校の負担加重にならないよう担当課、機関等にはたきかけて参ります。
18	教育研究協力、調査研究事業の学校への委託及び教育研究事業の学校指定の決定方法の見直し	推進事業研究協力校や研究指定校の依頼若しくは決定が、毎年、当該年度が始まってから決定しているため、当該年度の当初予算に計上できず補正までの間、事業ができない状況である。また、学校の当該年度計画も決まってしまうので、協力校や指定校に決定した学校は、計画修正をしなければならない。	次年度の研究指定校の決定については、前年の11月までには決定してほしい。	義務教育課	次年度の研究指定校等の決定を前年度の11月までにとという御要望に関してですが、国及び県の予算編成上、極めて難しい状況にありますので、御理解・御協力の程よろしくをお願いいたします。
20	県農地法関係事務処理手続の見直し	知事が申請人等に交付や通知する「農地転用許可書」「許可申請に係る不備書類等の補正催告」等の文書の発送を、県事務処理要領では市町村経由で送付すると規定している。この際に発送手続きに係る人件費や郵送料および封筒などの事務経費がすべて市町村の負担となっている。また人的にも農業委員会事務局職員の人員削減とも重なり事務処理の負担が重くなっている。	農地転用に係る事は知事処分なので、申請人への催告や通知文の発送などは市町村を経由しないで直接処理し、知事権限に係る事務は市町村の負担にならないようにしていきたい。	地方総合事務所(農政企画課)	農地転用許可書等の文書の農業委員会経由については、申請者の利便性を考慮し、住民にとって身近な市町村を通じて行政サービスが受けられるようにしたものです。これらの文書の市町村経由を廃止した場合は、直接出向く場合の申請者が不便なるなども考えられ、事務処理の簡素化と住民サービスの向上の観点からも慎重に判断していきたいと考えております。
14	農地法の許可証明等発行方法の見直し	農業委員会でできる受理証明は即時交付するのに対し、県の証明は早くて1週間、普通は10日～2週間はかかっている。	申請者に尋ねてみたが、早く証明書が交付されればなんでもいいという人がほとんど。遠隔地の方は、郵送で受け付けるように工夫すればいいのではないかと。県は、直接申請されることや、直接交付することを避ける傾向にあり、処理要領もそ	地方総合事務所(農政企画課)	許可証明等の農業委員会経由の廃止については、市町村意向調査を行い、申請者の利便を考慮し判断していきたいと考えております。

			<p>のような内容となっている。電子申請で証明が可能になるとは考えにくい。その方針であれば、それまでの暫定措置としても実行可能と考える。</p>		
7	<p>農振法に基づく知事同意のあり方の見直し</p>	<p>農用地利用計画変更における県の同意を得る要件は、以前の許可と実質的に同じ取り扱いとなっている。</p>	<p>権限委譲されている市町村、或いは、任意で設置している農振協議会へ審議している市町村については、県同意は不要と思われる。また、現行制度に基づいた同意を要するならば、面積変更2ha未満は市町村の権限に基づく計画変更とし、変更面積2ha以上から県同意が必要となる規定とすることにより、自治事務の観点も包含されると考える。</p>	<p>地方総合事務所(農政企画課)</p>	<p>市町村農業振興整備計画の変更に係る知事の同意については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第8条第4項に規定されている法定要件のため、不要とすることは困難です。なお、知事の同意にあたっては、法第13条第1項及び第2項各号等の要件の確認がされているか、除外後の農用地の転用の確実性を担保するため他法令の許認可見込み等を審査し判断しております。</p>
4	<p>傷病鳥獣救護事務の対応方法の見直し</p>	<p>傷病鳥獣救護については、鳥獣保護法及び茨城県第9次鳥獣保護事業計画により県が対応すると規定されているが、実際は市民が市に通報することが多く、その対応に半日を要し、本来の市の業務に支障が出ている。特に夜間、休日の通報の際は、担当課職員等の自宅に連絡が入るが、休日等であり、対応する人員を揃えることが困難となっている。</p> <p>地方総合事務所環境保全課へは、夜間、休日には連絡がつかず、鳥獣に関する十分な知識・情報も得られないため、現地での判断や救護後の対応に苦慮している。</p>	<p>県において、常時傷病鳥獣に関する救護体制を設置し、市民の要望に対する迅速な対応をお願いしたい。(ボランティア団体の支援活動、委託等を整備すべきと考える。)</p>	<p>地方総合事務所(環境政策課)</p>	<p>本県の傷病鳥獣救護事業につきましては、平成14年3月に策定しました「県第9次鳥獣保護事業計画」に記載しているとおり、各地方総合事務所の担当職員が、地元の市町村や住民等の協力を得て、傷ついた鳥獣を診療機関や県鳥獣センターへ搬送し、保護・飼養等を行うこととしております。</p> <p>また、当該事業の実施にあたっては、市町村の協力が不可欠でありますことから、希望する市町村の職員には、傷病鳥獣の捕獲許可書の交付をしています。</p> <p>なお、傷病鳥獣救護体制の充実強化を図るため、救護ボランティア制度の導入や診療実施機関の適切かつ効率的な確保等や、知事の職務権限に属する傷病鳥獣の捕獲許可の権限を希望する市町村に移譲することを検討してまいります。</p>
24	<p>産業廃棄物事案の苦情処理への対応</p>	<p>産業廃棄物事案の苦情処理は、突発的に発生する事例が多く、さらに現地確認が必須である。</p> <p>しかしながら、環境保全課としても、多数の事案を抱えており、即時の対応が困難な場合が多いように思われる。また、解決まで長期間に渡る事例も少なく無い。そのため、情報に継続性が無くなり、当初からの経緯を確認することが容易にはできない。</p>	<p>適正な人員配置と市町村と情報を共有できるシステム造りが望まれる。また、産廃案件は、警察、農林、商工部門との関連も多く、関係機関との連携強化を要望する。</p>	<p>地方総合事務所(廃棄物対策課)</p>	<p>適正な人員配置については、関係各課と協議を進めてまいります。</p> <p>市町村と情報を共有できるシステムづくりについては、市町村職員の県職員併任、各地方総合事務所ごとに設置している不法投棄防止対策連絡協議会の活用等により、より一層の情報共有に努めてまいります。</p> <p>関係機関との連携強化については、連絡会議を設置することなどによる連携強化を検討する</p>